

かしこい消費者のススメ

～みんなで考えよう暮らしとお金～

わたしたちも消費者

わたしたちは、お金を払ってお店で文房具や食べ物を買ったり、バスに乗るなどのサービスを利用したりして生活しています。

このように、商品やサービスを買ったり、買ったものを使ったりすることを「消費」といい、消費する人を「消費者」といいます。小学生も消費者の一人です。



消費者チェックをしてみましょう

① 契約って？

パン屋でパンを買いました。
これって、契約ですか？



はい／いいえ

→ 2ページへ

② お金の上手な使い方って？

今までの買い物で失敗したことがありますか？



はい／いいえ

→ 3ページへ

③ 環境に優しい消費生活って？

買い物に行くときマイバッグを持って行きますか？



はい／いいえ

→ 4ページへ

④ プリペイドカードって？

お金と同じように支払いに使えるプリペイドカードを知っていますか？



はい／いいえ

→ 5ページへ

⑤ ゲーム課金って？

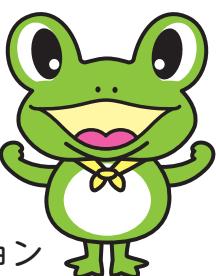
オンラインゲームをするためのアイテムが今日だけ50%オフの100円に。ほしいアイテムがあるけど、すぐに買いますか？



はい／いいえ

→ 6、7ページへ

いっしょにかんガエルよ！
ふりカエルよ！



あいピョン

小学校	年	組	番
-----	---	---	---

氏名

けい やく 契約ってどんなこと?

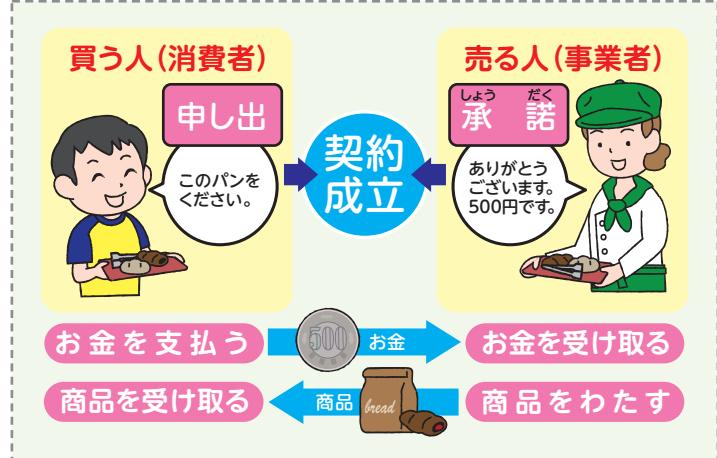
契約とは

契約とは、法律上の責任が伴う約束のことです。

買う人(消費者)と売る人(事業者)のおたがいの意思が合ったとき(合意)に、売買契約が成立します。

契約が成立すると、買う人はお金を支払い、売る人は商品をわたします。

※買った後は、買った人の一方的な都合で返品する(契約をやめる)ことはできません。



契約クイズ

クイズ1

契約だと思うものに○をつけましょう(○をつけた理由も考えましょう)。

①本屋で本を買う



②オンラインゲームで課金する



③放課後、友だちと遊ぶ約束をする



④病院でお医者さんにみてもらう



クイズ2

リュックサックを買った後のできごとです。絵を見て下の問い合わせに答えましょう。



〈問い合わせ〉 お店に返品を断られた理由を、考えて書いてみましょう。

(答えは8ページにあります)

お金の上手な使い方って？

「必要なもの(Needs)とほしいもの(Wants)」を考えよう

何か買いたいものがあるときは、まずは買いたいものを「必要なもの(Needs)」と「ほしいもの(Wants)」に分けてみましょう。その上で、限られたお金で何を買うかよく考えましょう。

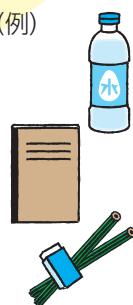
あなたが今買いたいと思っているものを5つ書いてみましょう

① ② ③ ④ ⑤

上で書いた5つを必要なもの(Needs)とほしいもの(Wants)に分けて、自分はどの行動をとるか、下の①～⑨の番号から選んで書きましょう。

必要なもの Needs(ニーズ)

ないと困ってしまうもの
(例)



名前	番号
・(例)水	①
・	
・	
・	
・	

ほしいもの Wants(ウォンツ)

あつたらうれしいもの
(例)



名前	番号
・(例)ゲーム	⑥
・	
・	
・	
・	

① 家族に買ってもらう

② おこづかいで買う

③ しんせきの人などからゆずってもらう

④ 今はがまんする

⑤ おこづかいを貯めて買う

⑥ 誕生日など特別な日に買ってもらう

⑦ 家族に相談する

⑧ 本当に必要かを考え直す

⑨ その他

買い物の仕方を工夫しよう

お金は、商品やサービスを買うことができる便利なものです。使うとなくなってしまいます。お金を大切に使うために、どのようなことに気をつけたいですか。

また、買った物を長く大切に使うために、どのようなことに気をつけて買い物をしますか？

買い物をするときは次のことをチェックしよう

- 買う前に本当に必要かを考える。
- 予算(使ってもよいお金)を決める。
- 商品のことを調べる。
 - ・ねだん、大きさ、使いやすさ、デザイン、色など
 - ・環境のことを考えた商品か
- どこで買うのか(スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、インターネット販売など)を調べて決める。

レシートは
必ずもらって保管しよう

レシート	
20XX年12月1日(日)	AM10:00
No.005	愛知花子
080201	Y54
099705	ジーナズ
080202	X108
080203	アイス
合計	X216
(うち消費税8%)	X378
合計金額	X286
お預かり	X500
お釣り	X122
TEL	052-XXXX-XXXX
営業時間	AM 9:00～PM 8:00



環境のことを考えた消費生活って？

環境のことを考えよう

わたしたちは毎日当たり前のように物を買って、食べたり使ったりして生活しています。一人一人が生活の仕方を工夫し、環境を大切にした消費生活を送りましょう。



〈環境のことを考えた消費生活の具体例〉の中から、自分が取り組んでいることに○をつけましょう。その他にも取り組んでいることがあれば、[]に書きましょう。

〈環境のことを考えた消費生活の具体例〉

- ① 買い物の時はマイバッグを持参し、不要なレジ袋はもらわない。
- ② 必要な分だけ買うようにしている。
- ③ ごみを分別して捨てている。



エシカル消費とは

環境に加えて、人や社会、地域のことを考えて商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。地球の環境を守り、人々の暮らしをよりよくするための大切な取り組みです。

愛知県では、「私が変わる 未来を変える」を合言葉に「エシカル消費」に取り組んでいます。

エシカル消費の具体例



《参考》
エシカル消費を広めるための
愛知県独自のロゴマーク



環境
マイバッグを持参する
プラスチックごみを減らす



必要な量だけ買う
食品ロスを減らす



フェアトレード商品を選ぶ
発展途上国の生産者・労働者の
生活をよくして、自立を支援する



地域で生産された農林水産物を
地域で消費する（地産地消）
地域を元気にする、環境負荷を減らす



障害のある人が事業所などで
作った製品を選ぶ
障害がある人の自立を支援する



（認証ラベル・マークは一例です。）

検索 エシカル消費ポータルサイト
エシカル×あいち



お金の代わりになるカードって？

プリペイドカードとは

先に支払ったりチャージ(入金)したりして、お金と同じように支払いに使うことができるカードをプリペイドカードといいます。お金と同じように気をつけて管理しましょう。

知っている？ 身近なプリペイドカード

ワーク1

下の①～⑤は、「プリペイドカード」を使っている場面です。

自分が使ったことがあるものに○を、家族のだれかが使っているところを見たことがあるものに○を、知らないものに×を□の中につけましょう。

- ①電車や
バスで ②コンビニエンス
ストアで



- ③インターネットで



- ④書店で ⑤デパートで



種類	IC型	サーバ型	磁気型・紙型
1			
2			
特徴	お金をカードにチャージ(入金) しておき、支払う時に、端末に タッチするなどして使う。	番号が記入されたカードなど を買って、その番号をウェブ サイトに入力して使う。	事前に買って使う。 お金をチャージ(入金)することは できない。

ワーク2

「プリペイドカード」のメリット(よいところ)とデメリット(困るところ)、使うときに気をつけたいことを考えましょう。



	自分の考え方	友だち・家族の考え方
メリット (よいところ)		
デメリット (困るところ)		
使うときに気をつけたいこと		

しょうひしゃ 小学生に多い消費者トラブルって?

インターネットの利用と消費者トラブル

ゲーム機やスマートフォン(スマホ)などで、インターネットを利用する機会が増えています。

インターネットは便利ですが、トラブルに巻き込まれる可能性もあります。どうすればトラブルに巻き込まれないか考えてみましょう。

愛知県の小学生に
多い消費者トラブル
なんだって!!



トラブル1 オンラインゲームの課金で…



どうすればよかったですと思ひますか

<自分の考え>

<友だち・家族の考え>

トラブル2 ワンクリックで高額の請求が…



どうすればよかったですと思ひますか

<自分の考え方>

<友だち・家族の考え方>

トラブル3 インターネット通販の利用で…



どうすればよかったですと思ひますか

<自分の考え>

<友だち・家族の考え方>

トラブル4 SNSで個人情報を書き込んだら…



どうすればよかったですと思ひますか

<自分の考え方>

<友だち・家族の考え方>

もしも困ったことがあつたら…

●まずはまわりの大人に相談しよう！

買い物をしたり、インターネットを使ったりしているときに、少しでも「おかしいな」「怖いな」と思つたら、一人で悩まずに、すぐに家族や学校の先生などまわりの大人に相談しよう。

●消費生活センターでは、相談を受けつけています！

消費生活センターでは、専門の相談員が相談に乗ってくれます（無料・秘密厳守）。

自分が住んでいるまちの消費生活センター（または、消費生活相談窓口）を調べて書きましょう。

名
称：

電話番号：

困ったら
すぐに
相談しよう。



愛知県WEB

さらにかしこい消費者になるには?

あいち暮らしWEBについて

愛知県の消費生活情報サイト“あいち暮らしWEB”では、消費者としての知識を「アニメ」や「かるたゲーム」で学ぶことや、自分が消費者トラブルに巻き込まれやすいかを心理チェックで確認することができます。ぜひ、利用してみてください!



あいち暮らしWEB
キッズページ



消費生活に関するご相談は



身近な
消費生活相談窓口に
つながるよ!



消費者ホットライン「**188(いやや!)**」に
連絡してください。

※あなたのまちの消費生活センター（または、消費生活相談窓口）や
愛知県消費生活総合センターにつながります。



消費者庁WEB

愛知県消費生活総合センター TEL(052)-962-0999

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号（愛知県自治センター1階）

受付時間

平日 9:00～16:30

土日 9:00～16:00 ※祝日、年末年始は休みです。



愛知県消費生活
総合センターWEB

P2 契約クイズの答え

クイズ1：③以外は全部契約（③は約束で、法律的な拘束力（※）がないため）※特定の行動を制限したり強制したりすること
クイズ2：契約が成立しているので、買った人の一方的な都合で返品する（契約をやめる）ことはできないため。